

豊丘村地域産業活性化緊急助成金事業（リフォーム助成金）の実施に関する要綱

平成23年訓令第4号

第1条（目的）

この事業は、村内業者の活性化を目的に、住民の生活環境を向上させる事を目的とする。

第2条（対象業者）

この事業を実施できる業者は、次のすべてに該当する業者で、村長に施工業者登録申請書（様式1号）にて申請し許可された業者（以下「登録業者」という。）であることとする。

- (1) 第一条の目的を達成することのできる技術を習得している業者。
- (2) 1年以上村内に本社の住所を置き、営業している業者又は当村の商工会に加盟している業者。
- (3) 村に対して納付義務のある全てのものに滞納の無い業者。

第3条（対象施設）

この事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、当該年度の固定資産税が納付されおり、次に該当する施設であること。ただし、固定資産税が課税されていない施設はこの限りではない。

- (1) 村内に住民票をおき、当該年度の住民税を納付している住民が、居住している家屋、及びその家屋に関する施設。（一般世帯）
- (2) 村内に住民票をおき、当該年度の住民税を納付している住民が、共同使用している家屋、及びその家屋に関する施設。（集会所等）
- (3) 村内に住民票をおき、当該年度の住民税を納付している住民が、営業に利用する家屋、及びその家屋に関する施設。（店舗等）
- (4) 村内に事業所をおき、当該年度の法人税を納付している法人が、所有している家屋、及びその家屋に関する施設。（法人店舗）

第4条（申請、決定）

この事業の対象となるもの（以下「対象工事」という。）は、登録業者が対象施設所有者の委任を受けて申請する、実施承認申請書兼助成金交付申請書（様式2号）（以下「工事申請」という。）にて承認された工事とする。ただし、40,000円以上の工事に限る。

2 村長は、提出された工事申請により決定された助成金額を、委任された登録業者に連絡するものとする。

第5条（助成金額）

この事業の助成金は、次のとおりとする。

- (1) 対象工事の補助率は4分の1とし、算出された助成金は、千円未満を切り捨てる。また、助成金の上限は100,000円とする。

(2) 対象施設への工事申請回数は、次の期間中の1回のみとする。

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

第6条（助成金の確定）

この事業の助成金の確定は、登録業者が対象工事を完了した後、第五条第2号に定められた期間中に、事業実績報告書（様式4号）（以下「実績報告」という。）により村長に報告し、承認されたところで確定する。

2 村長は、提出された実績報告により確定された助成金を、委任された登録業者に連絡するものとする。

第7条（助成金の請求）

この事業の助成金の請求は、助成金額が確定した後に、対象施設所有者が助成金請求書（様式6号）により、村長に請求する。

第8条（助成金の支払）

村長は、請求された内容を確認し、速やかに助成金を別の要綱に定める「だんQくん商品券」にて支払うものとする。

第9条（助成金の返還）

村長は、この事業実施に関して、実施した登録業者、対象施設又はその所有者等に虚偽不正が判明した場合は、助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第10条（その他）

この要綱に記載されていない事項は、村長がその都度判断し決定する。

附則

この要綱は、平成23年 4月 1日より施行する。

附 則

（対象施設の制限）

1 平成23年度中に第3条に定める対象施設として施工した施設及び当該施設を所有する者が所有する別の対象施設は、第5条に定める期間中は対象施設と認めない。

（施行期日）

2 この要綱は、平成24年 4月 1日より施行する。